

令和8年度

鶴居村水道水質検査計画

鶴居村

1. 基本方針

住民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するため、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解願うため、次のとおり水質検査計画を策定し、その検査結果を公表するものであります。

2. 水道事業の概要

水道名	鶴居地区	幌呂地区		茂雪裡地区
水源の種類	地下水	表流水	地下水	湧水
水源の名称	井戸(200m)	釧路川水系幌呂川 支流茂幌呂川	井戸(170m)	集水井
浄水方法	塩素滅菌処理	膜ろ過 塩素滅菌処理 薬品凝集処理	塩素滅菌処理	緩速ろ過 塩素滅菌処理
浄水場の場所	鶴居村字雪裡 4 4 4 - 3	鶴居村字幌呂 5 9 3 - 2	鶴居村字幌呂 5 8 番 9	鶴居村字 茂雪裡 2 - 2
計画給水人口	2, 0 9 6 人			
計画一日最大 給水量	2, 4 9 4 m ³			
給水区域	鶴居東1丁目から東6丁目、西1丁目から西11丁目、南1丁目から南5丁目、北2丁目から北3丁目、中雪裡の一部、下雪裡の一部、茂雪裡の一部、幌呂東1丁目から東4丁目西1丁目から西7丁目、上幌呂の一部、茂幌呂の一部、支幌呂の一部、中幌呂の一部、下幌呂の一部			

3. 原水の水質状況

①鶴居地区

水源は井戸から汲み上げた地下水であり、現在まで水質は良好な状態です。

井戸で地表からの影響を受けにくく水質に大きな変化はありませんが、今後も計画的な水質管理を図ります。

②幌呂地区

1. 水源は河川水で、水質はおおむね良好な状態ですが、季節（融雪、大雨）や災害（台風等）時の濁度・色度管理に留意する必要があるため、薬品量の調整等一層の水質管理を図ります。

2. 水源は井戸から汲み上げた地下水であり、現在まで水質は良好な状態です。井戸で地表からの影響を受けにくく水質に大きな変化はありませんが、今後も計画的な水質管理を図ります。

③茂雪裡地区

水源は湧水であり、水質・水量ともに良好な状態であり、今後も計画的な水質管理を図ります。

4. 採水場所

①鶴居地区	原水	鶴居村字雪裡 4 4 4 - 3	鶴居浄水場集合井	
	浄水	鶴居村鶴居西 1 - 1	役場庁舎内給水栓	
②幌呂地区 1	原水	鶴居村字幌呂 5 9 3 - 2	上幌呂浄水場着水井	
	浄水	鶴居村字下幌呂	下幌呂老人寿の家給水栓	
	2	原水	鶴居村字幌呂 5 8 番 9	幌呂第 3 配水池取水井
		浄水	鶴居村幌呂原野南 5 線	下幌呂夢の杜団地公園給水栓
③茂雪裡地区	原水	鶴居村字茂雪裡 2 - 2	茂雪裡浄水場着水井	
	浄水	鶴居村鶴居南 5 - 3 - 2	山田秀明宅給水栓	

5. 検査項目と検査頻度及び検査頻度設定理由

① 鶴居地区

	検査項目	法定検査回数	実施検査回数	設定理由
1	一般細菌	1回/月	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
4	水銀及びその化合物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
5	セレン及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
6	鉛及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
7	ヒ素及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
8	六価クロム化合物	4回/年	1回/年	〃
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	4回/年	省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
11	フッ素及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
12	ホウ素及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
13	四塩化炭素	4回/年	1回/年	〃
14	1,4-ジオキサン	4回/年	1回/年	〃
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
16	ジクロロメタン	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
17	テトラクロロエチレン	4回/年	1回/年	〃
18	トリクロロエチレン	4回/年	1回/年	〃
19	ベンゼン	4回/年	1回/年	〃
20	塩素酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
21	クロロ酢酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
22	クロロホルム	4回/年	4回/年	省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	4回/年	4回/年	省略不可項目
25	臭素酸	4回/年	4回/年	省略不可項目 次亜塩素酸ナトリウム使用のため
26	総トリハロメタン	4回/年	4回/年	省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	4回/年	4回/年	省略不可項目
29	ブロモホルム	4回/年	4回/年	省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	4回/年	4回/年	省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
32	アルミニウム及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
33	鉄及びその化合物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
34	銅及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
35	ナトリウム及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
36	マンガン及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
37	塩化物イオン	1回/月	1回/月	省略不可項目
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
39	蒸発残留物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であり、年1回とする。
40	陰イオン界面活性剤	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
41	ジェオスミン	藻類発生期に月1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であり、湖沼等の停滞水域が水源でなく省略できるが、確認のため年1回とする。
42	2-メチルイソボルネオール	藻類発生期に月1回以上	1回/年	〃
43	非イオン界面活性剤	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
44	フェノール類	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
45	PFOS及びPFOA	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
46	有機物等(全有機炭素の量(TOC))	1回/月	1回/月	省略不可項目
47	pH値	1回/月	1回/月	省略不可項目
48	味	1回/月	1回/月	省略不可項目
49	臭気	1回/月	1回/月	省略不可項目
50	色度	1回/月	1回/月	省略不可項目
51	濁度	1回/月	1回/月	省略不可項目
	遊離残留塩素	1回/日	1回/日	省略不可項目
	色	1回/日	1回/日	省略不可項目
	濁り	1回/日	1回/日	省略不可項目

② 幌呂地区

	検査項目	法定検査回数	省略の可否	実施検査回数	設定理由
1	一般細菌	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
4	水銀及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
5	セレン及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
6	鉛及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
7	ヒ素及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
8	六価クロム化合物	4回/年	○	1回/年	〃
9	亜硝酸態窒素	4回/年	○	4回/年	省令で定める検査回数とする。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
13	ホウ素及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
14	四塩化炭素	4回/年	○	1回/年	〃
15	1,4-ジオキサン	4回/年	○	1回/年	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	×	4回/年	新規追加であり、省令で定める検査回数とする。
17	ジクロロメタン	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
18	テトラクロロエチレン	4回/年	○	1回/年	〃
19	トリクロロエチレン	4回/年	○	1回/年	〃
20	ベンゼン	4回/年	○	1回/年	〃
21	塩素酸	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
22	クロロ酢酸	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
23	クロロホルム	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
26	臭素酸	4回/年	×	4回/年	省略不可項目 次亜塩素酸ナトリウム使用のため
27	総トリハロメタン	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
30	ブロモホルム	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	4回/年	×	4回/年	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	4回/年	×	4回/年	省令で定める検査回数とする。
34	鉄及びその化合物	4回/年	×	4回/年	省令で定める検査回数とする。
35	銅及びその化合物	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
36	ナトリウム及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
37	マンガン及びその化合物	4回/年	○	1回/年	〃
38	塩化物イオン	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	×	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
40	蒸発残留物	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であり、年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
42	ジェオスミン	藻類発生期に月1回以上	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であり、湖沼等の停滞水域が水源でなく省略できるが、確認のため年1回とする。
43	2-メチルイソボルネオール	藻類発生期に月1回以上	○	1回/年	〃
44	非イオン界面活性剤	4回/年	×	4回/年	省令で定める検査回数とする。
45	フェノール類	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
46	PFOS及びPFOA	4回/年	○	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
47	有機物等(全有機炭素の量(TOC))	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
48	pH値	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
49	味	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
50	臭気	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
51	色度	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
52	濁度	1回/月	×	1回/月	省略不可項目
	遊離残留塩素	1回/日	×	1回/日	省略不可項目
	色	1回/日	×	1回/日	省略不可項目
	濁り	1回/日	×	1回/日	省略不可項目

③ 茂雪裡地区

	検査項目	法定検査回数	実施検査回数	設定理由
1	一般細菌	1回/月	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
4	水銀及びその化合物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
5	セレン及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
6	鉛及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
7	ヒ素及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
8	六価クロム化合物	4回/年	1回/年	〃
9	亜硝酸態窒素	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	4回/年	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
13	ホウ素及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
14	四塩化炭素	4回/年	1回/年	〃
15	1,4-ジオキサン	4回/年	1回/年	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
17	ジクロロメタン	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
18	テトラクロロエチレン	4回/年	1回/年	〃
19	トリクロロエチレン	4回/年	1回/年	〃
20	ベンゼン	4回/年	1回/年	〃
21	塩素酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
22	クロロ酢酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
23	クロロホルム	4回/年	4回/年	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	4回/年	4回/年	省略不可項目
26	臭素酸	4回/年	4回/年	省略不可項目 次亜塩素酸ナトリウム使用のため
27	総トリハロメタン	4回/年	4回/年	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	4回/年	4回/年	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	4回/年	4回/年	省略不可項目
30	ブロモホルム	4回/年	4回/年	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	4回/年	4回/年	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
34	鉄及びその化合物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
35	銅及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
36	ナトリウム及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
37	マンガン及びその化合物	4回/年	1回/年	〃
38	塩化物イオン	1回/月	1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
40	蒸発残留物	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であり、年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
42	ジェオスミン	藻類発生期に月1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であり、湖沼等の停滞水域が水源でなく省略できるが、確認のため年1回とする。
43	2-メチルイソボルネオール	藻類発生期に月1回以上	1回/年	〃
44	非イオン界面活性剤	4回/年	4回/年	省令で定める検査回数とする。
45	フェノール類	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
46	PFOS及びPFOA	4回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回に省略できるが、水質確認のため年1回とする。
47	有機物等(全有機炭素の量(TOC))	1回/月	1回/月	省略不可項目
48	pH値	1回/月	1回/月	省略不可項目
49	味	1回/月	1回/月	省略不可項目
50	臭気	1回/月	1回/月	省略不可項目
51	色度	1回/月	1回/月	省略不可項目
52	濁度	1回/月	1回/月	省略不可項目
	遊離残留塩素	1回/日	1回/日	省略不可項目
	色	1回/日	1回/日	省略不可項目
	濁り	1回/日	1回/日	省略不可項目

6. 原水の水質検査

原水については、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行なうため、消毒副生成物を除く水質基準項目を年1回実施します。

7. クリプトスポリジウム等対策に関する検査

・幌呂地区については、「水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、月1回、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌を検査します。

クリプトスポリジウムについては、年1回検査を行います。

・鶴居地区については、年4回、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌を検査します。

・茂雪裡地区については、年4回、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌を検査します。クリプトスポリジウムについては、年1回検査を行います。

8. 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）に関する検査

・過去に行った検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回の検査頻度に省略できるが、水質確認のため年1回の検査を行う。

9. 臨時検査

臨時の水質検査は次のような場合に行ないます。

- ・水源に異常が認められたとき
- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・配水施設の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・浄水過程に異常があったとき
- ・その他、特に必要があると認められるとき

10. 水質検査の方法

遊離残留塩素、色、濁りについては自己検査、その他の項目は水道法に規定する厚生労働大臣指定の水質検査機関に委託して検査を行ないます。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法によって検査を行います。

1 1. 水質検査計画及び検査結果の公表等

水質検査計画については、毎事業年度の開始前に策定しており、役場建設課で閲覧することができます。

この計画に基づき実施した水質検査結果についても役場建設課での閲覧により公表します。

1 2. その他

① 営農用水施設水質検査について

営農用水道事業は家畜用水等の供給を本来の目的としたもので飲料用を目的とするものではありませんが飲用としても利用しており、この水質管理にも水道法に基づいて下記のとおり水質検査を行うこととします。

営農用水施設名	検査内容	
茂雪裡上営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査
中雪裡東営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査
中久著呂営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査
下久著呂営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査
支雪裡上営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査
支雪裡下営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査
新幌呂営農用水	毎月検査	浄水、全項目検査

② 水質異常時について

水質事故等が発生した場合は、保健所等の関係機関と連携して現場調査及び水質検査等、必要な措置を行い早期復旧に努めます。

お問い合わせ先 鶴居村役場 建設課 上下水道係

〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

TEL 0154-64-2115 (課直通)

FAX 0154-64-2577